

上水道告示第5号

長浜水道企業団事務局規程等の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

(長浜水道企業団事務局規程の一部改正)

第1条 長浜水道企業団事務局規程(昭和42年上水道告示第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「職員」を「職」に改め、同項第2号中「技術調整官」を「調整官」に改める。

第9条の2を次のように改める。

(調整官の基本的職務)

第9条の2 調整官は、局長の指示のもと、重要かつ高度な事務で複数の課に関連する事務のうち、次表の種別の項ごとに処理する事務の欄に定める事務を処理する。

種別	処理する事務
技術調整官	(1) 八条山第3配水池・管路更新プロジェクトに関すること。 ア 八条山第3配水池および関連する管路の更新 (2) 水道事業に関する技術の維持向上
政策調整官	(1) 将来に向けた持続可能な水道事業のあり方検討プロジェクトに関すること。 ア アセットマネジメントの作成 イ 地域水道ビジョンの作成 ウ 水道事業の広域化および上下水道の連携の検討
施設計画調整官	(1) 施設計画検討プロジェクトに関すること。 ア 水道施設再編計画の作成 イ 管路更新計画の作成

別表総務課の部総務グループの項第14号中「事業内容の総括」を「上下水道の連携」に改める。

同表工務課の部配水グループの項第1号および第2号を次のように改める。

(1) 配水管(第一止水栓までの給水管を含む。以下同じ。)および付属設備の計画の立案

に關すること。

(2) 配水管および付屬設備の設計、監督および精算に關すること。

同項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

同表工務課の部維持管理グループの項第1号中「送配水管および付屬設備」を「導水管、送水管(配水機能を併せ持つものを含む。以下同じ。)、配水管および付屬設」に改め、同項第3号中「送配水管のおよび付屬設備」を「導水管、送水管、配水管および付屬設備」に改める。

同表浄水課の部浄水グループの項第2号および第3号を次のように改める。

(2) 浄水施設(取水施設、加圧所、配水池および圧力発信所等を含む。以下同じ。)ならびに導水管および送水管の計画の立案に關すること。

(3) 浄水施設ならびに導水管および送水管の設計、監督および精算に關すること。

同項第5号中「取水施設、浄水施設、加圧所、配水池および圧力発信所」を「浄水施設」に、「維持管理ならびに営繕」を「および維持管理」に改める。

(長浜水道企業団職員職名規程の一部改正)

第2条 長浜水道企業団職員職名規程(昭和54年上水道告示第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「技術調整官」を「調整官」に改める。

#### 付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。